

令和 7 年 12 月
浜田市議会定例会議議案

令和 7 年 12 月 1 日

令和 7 年 12 月浜田市議会定例会議付議事件

議 案

- 議案第 75 号 浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 76 号 浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 77 号 浜田市まちづくりセンター条例の一部を改正する条例について
- 議案第 78 号 浜田市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第 79 号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 80 号 浜田市坂根正弘奨学基金条例の制定について
- 議案第 81 号 浜田市益井俊雄奨学基金条例の制定について
- 議案第 82 号 浜田市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 議案第 83 号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 84 号 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 85 号 浜田市火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 86 号 浜田市工場誘致条例の一部を改正する条例について
- 議案第 87 号 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第 88 号 指定管理者の指定について（浜田市有料駐車場）
- 議案第 89 号 指定管理者の指定について（浜田市あさひやすらぎの家）
- 議案第 90 号 指定管理者の指定について（浜田市かなぎウェスタンライディングパーク）
- 議案第 91 号 指定管理者の指定について（浜田市ふるさと体験村施設）
- 議案第 92 号 指定管理者の指定について（浜田市三隅特産品展示販売センター）
- 議案第 93 号 市道路線の廃止について（小国 47 号線）
- 議案第 94 号 令和 7 年度浜田市一般会計補正予算（第 6 号）
- 同意第 9 号 浜田市農業委員会委員の任命について

報 告

- 報告第 21 号 浜田市行財政改革大綱の実施期間の変更について
- 報告第 22 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
- 報告第 23 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
- 報告第 24 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）

議案第 75 号

浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例

浜田市附属機関設置条例（平成 17 年浜田市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部浜田市男女共同参画推進委員会の項の次に次のように加える。

浜田市奨学金審査委員会	市長の諮問に応じ、浜田市奨学金、山藤功奨学金及び益井俊雄奨学金の認定等に関し必要な事項を審議すること。	識見者 3 人以内 教育関係者 2 人以内	2 年 ただし、再任を妨げない。	委員の半数以上	出席委員の過半数
-------------	---	--------------------------	---------------------	---------	----------

別表教育委員会の部浜田市奨学金審査委員会の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 76 号

浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例について

浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年
浜田市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「前 2 項」を「第 2 項」に改める。

別表第 1 中 3 の項を 4 の項とし、2 の項を 3 の項とし、1 の項を 2 の項と
し、同項の前に次のように加える。

1 市長	市の事務を処理するために利用する情報システムの機能のうち住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第 2 中 4 の項を 5 の項とし、同表 3 の項中

「

(1) 地方税関係情報
(2) 生活保護関係情報
(3) 外国人生活保護関係情報
(4) 医療保険給付関係情報

を

」

「

(1) 住登外者宛名情報
(2) 地方税関係情報
(3) 生活保護関係情報
(4) 外国人生活保護関係情報
(5) 医療保険給付関係情報

に改め、同項を同表 4 の項とし、

」

同表中 2 の項を 3 の項とし、同表 1 の項中

「

(1) 地方税関係情報
(2) 生活保護関係情報
(3) 外国人生活保護関係情報
(4) 医療保険給付関係情報

を

」

「

(1) 住登外者宛名情報
(2) 地方税関係情報
(3) 生活保護関係情報
(4) 外国人生活保護関係情報
(5) 医療保険給付関係情報

に改め、同項を同表 2 の項とし、

」

同項の前に次のように加える。

1 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
------	---	----------------------

別表第 2 に次のように加える。

6 市長	市長が行う法別表の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
------	-------------------------------	----------------------

別表第 2 備考中第 4 号を第 5 号とし、第 1 号から第 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同表備考に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 住登外者宛名情報 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報をいう。次表において同じ。

別表第 3 に次のように加える。

2 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---------	---	----	----------------------

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 77 号

浜田市まちづくりセンター条例の一部を改正する条例について

浜田市まちづくりセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市まちづくりセンター条例の一部を改正する条例

浜田市まちづくりセンター条例（令和 2 年浜田市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表石見まちづくりセンターの項の次に次のように加える。

石見まちづくりセンター長沢サブセンター	浜田市長沢町 3016 番地
---------------------	----------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 6 日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の使用に係る石見まちづくりセンター長沢サブセンターの使用の許可その他その運営に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。

議案第 78 号

浜田市印鑑条例の一部を改正する条例について

浜田市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市印鑑条例の一部を改正する条例

浜田市印鑑条例（平成 17 年浜田市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「の備考欄」を削り、「カタカナ」を「片仮名」に改める。

第 7 条第 3 項中「汚損又はき損した」を「汚損し、又は毀損した」に、「再交付」を「引換交付」に改める。

第 10 条第 6 号中「カタカナ」を「片仮名」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 79 号

浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

浜田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市手数料条例の一部を改正する条例

浜田市手数料条例（平成 17 年浜田市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 25 号中「500 円」を「620 円」に改め、同条第 31 号ア中「17,700 円」を「18,800 円」に改め、同号イ中「11,100 円」を「11,700 円」に改め、同条第 44 号の 2 中「第 137 条の 12 第 6 項」を「第 137 条の 12 第 11 項」に改め、同条第 44 号の 3 中「第 137 条の 12 第 7 項」を「第 137 条の 12 第 12 項」に改め、同条第 48 号及び第 49 号中「3,000 円」を「3,170 円」に改め、同条第 53 号中「第 11 条第 1 項」の次に「及び第 12 条第 2 項」を加え、「次号から第 57 号まで」を「次号、第 57 号」に、「次号から第 56 号まで及び別表第 11 から別表第 14 まで」を「次号、別表第 11 及び別表第 12」に改め、同条第 54 号中「第 11 条第 2 項」の次に「及び第 12 条第 3 項」を加え、同条第 55 号及び第 56 号を次のように改める。

(55)及び(56) 削除

第 2 条第 62 号中「完了通知」の次に「（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 12 年建設省令第 20 号）第 5 条第 1 項に規定する建設住宅性能評価（特定建築行為（建築物省エネ法第 11 条第 1 項に規定する特定建築行為をいう。）に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の建設住宅性能評価に限る。）を受けた住宅の完了検査申請又は完了通知を除く。）」を加える。

第 7 条第 1 項中「第 55 号から第 57 号まで」を「第 57 号」に改める。

別表第 1 第 1 項第 1 号ア中「9,080 円」を「9,600 円」に改め、同号イ中「2 万 3,600 円」を「2 万 6,000 円」に改め、同号ウ中「4 万 5,600 円」を「4 万 9,400 円」に改め、同号エ中「9 万 1,700 円」を「9 万 8,900 円」に改め、同号オ中「13 万 7,000 円」を「14 万 8,000 円」に改め、同号カ中「18 万 2,000 円」を「19 万 5,000 円」に改め、同号キ中「23 万 4,000 円」を「25 万円」に改め、同号ク中「31 万 9,000 円」を「34 万 1,000 円」に改め、同項第 2 号ア中「1 万 3,600 円」を「1 万 6,100 円」に改め、同号イ中「3 万 2,000 円」を「3 万 4,000 円」に改め、同号ウ中「6 万 8,600 円」を「7 万 3,900 円」に改め、同号エ中「13 万円」を「14 万円」に改め、同号オ中「21 万 1,000 円」を「22 万 7,000 円」に改め、同号カ中「28 万 6,000 円」を「30 万 7,000 円」に改め、同号キ中「36 万円」を「39 万 3,000 円」に改め、同号ク中「50 万 8,000 円」を「55 万円」に改め、同項第 3 号ア中「9 万 1,700 円」を「9 万

8,900 円」に改め、同号イ中「14 万 1,000 円」を「15 万 4,000 円」に改め、同号ウ中「20 万 2,000 円」を「21 万 8,000 円」に改め、同号エ中「27 万 7,000 円」を「30 万円」に改め、同号オ中「41 万 6,000 円」を「45 万 1,000 円」に改め、同号カ中「53 万 8,000 円」を「58 万円」に改め、同号キ中「69 万 6,000 円」を「74 万 9,000 円」に改め、同号ク及び同表第 2 項中「92 万円」を「98 万 8,000 円」に改め、同項第 3 号中「1 万 700 円」を「1 万 1,800 円」に改め、同表第 3 項中「4 万 9,100 円」を「5 万 3,500 円」に改め、同表第 4 項中「2 万 8,200 円」を「3 万 100 円」に改め、同表第 5 項第 1 号及び第 2 号ア中「1,830 円」を「1,960 円」に改め、同号イ中「2,710 円」を「2,850 円」に改め、同項第 3 号中「1 万 7,000 円」を「1 万 8,100 円」に改める。

別表第 3 中「14 万 1,000 円」を「15 万 1,000 円」に、「20 万 2,000 円」を「21 万 8,000 円」に、「27 万 5,000 円」を「29 万 4,000 円」に、「41 万 5,000 円」を「44 万 5,000 円」に、「54 万 7,000 円」を「58 万 5,000 円」に、「70 万 1,000 円」を「74 万 9,000 円」に、「92 万 5,000 円」を「98 万 8,000 円」に改める。

別表第 4 中「6,210 円」を「6,670 円」に、「8,620 円」を「9,060 円」に、「13,000 円」を「14,500 円」に、「43,000 円」を「46,800 円」に改める。

別表第 5 中「8,600 円」を「9,050 円」に、「15,600 円」を「16,600 円」に、「24,700 円」を「26,500 円」に、「26,900 円」を「28,900 円」に、「35,500 円」を「38,100 円」に、「63,700 円」を「68,600 円」に、「107,000 円」を「115,000 円」に改める。

別表第 6 中「21,000 円」を「21,900 円」に、「32,000 円」を「33,400 円」に、「41,000 円」を「43,700 円」に、「44,000 円」を「46,800 円」に、「55,000 円」を「59,000 円」に、「64,000 円」を「68,400 円」に改める。

別表第 6 の 2 中「30,000 円」を「33,100 円」に、「40,000 円」を「43,300 円」に、「43,000 円」を「46,300 円」に、「53,000 円」を「57,700 円」に、「61,000 円」を「66,400 円」に改める。

別表第 6 の 3 中「29,700 円」を「31,800 円」に、「38,500 円」を「41,400 円」に、「39,800 円」を「42,800 円」に、「46,600 円」を「50,100 円」に、「47,600 円」を「51,200 円」に改める。

別表第 7 第 1 項中「45,000 円」を「47,800 円」に、「12,000 円」を「12,700 円」に改め、同表第 2 項中「104,000 円」を「112,000 円」に、「22,000 円」を「23,300 円」に改め、同表第 3 項中「67,000 円」を「71,700 円」に、「18,000 円」を「19,100 円」に改め、同表第 4 項中「157,000 円」を「169,000 円」

に、「33,000 円」を「35,000 円」に改める。

別表第 8 第 1 項中「6,000 円」を「6,350 円」に改め、同表第 2 項中「104,000 円」を「112,000 円」に、「22,000 円」を「23,300 円」に改め、同表第 3 項中「34,000 円」を「35,800 円」に、「9,000 円」を「9,550 円」に改め、同表第 4 項中「157,000 円」を「169,000 円」に、「33,000 円」を「35,000 円」に改める。

別表第 9 第 1 項第 1 号ア中「34,000 円」を「36,100 円」に改め、同表第 2 項第 1 号中「225,000 円」を「241,000 円」に改め、同項第 2 号中「86,000 円」を「92,100 円」に改め、同項第 3 号中「67,000 円」を「71,900 円」に改め、同項第 4 号中「32,000 円」を「34,200 円」に改め、同項第 5 号中「50,000 円」を「53,000 円」に改める。

別表第 10 第 1 項第 1 号ア中「17,000 円」を「18,000 円」に改め、同表第 2 項を次のように改める。

2 非住宅建築物、共同住宅等 又は複合建築物に係る計画 の変更の認定を受けようと する場合(計画の変更に係る 部分(床面積の増加に係る部 分を除く。)の床面積の 2 分 の 1 の面積と当該計画の変 更に係る部分の面積のうち 床面積の増加に係る部分の 床面積との合計(以下この項 において「計画の変更に係る 部分の床面積の合計」とい う。)が 300 m²以内のものに 限る。)		前表第 2 項に定める額(この場合 において、同項中「計画の認定」 とあるのは「計画の変更の認定」 と、「床面積の合計」とあるのは 「計画の変更に係る部分の床面 積の合計」と、「非住宅基準適合 証」とあるのは「変更後の計画に 係る非住宅基準適合証」と、「住 宅基準適合証等」とあるのは「変 更後の計画に係る住宅基準適合 証等」と読み替えるものとする。)
---	--	---

別表第 11 中「(民間建築物)」を削り、同表第 1 項中「又は工場等部分を有する建築物」を「、工場等部分を有する建築物又は複合建築物（非住宅部分又は工場等部分に限って計画の適合性判定を受けようとする場合に限る。）」に、「複合建築物に」を「複合建築物（非住宅部分又は工場等部分に限って計画の適合性判定を受けようとする場合を除く。）に」に改め、同項第 1 号中「224,000 円」を「241,000 円」に改め、同項第 3 号中「86,000 円」を「92,100 円」に改め、同項第 5 号中「67,000 円」を「71,900 円」に改め、同項第 6 号

中「32,000 円」を「34,200 円」に改め、同項第 7 号中「50,000 円」を「53,000 円」に改め、同表第 2 項第 1 号ア中「34,000 円」を「36,100 円」に改め、同号イ中「37,000 円」を「39,800 円」に改め、同項第 3 号ア中「25,000 円」を「26,900 円」に改める。

別表第 12 中「(民間建築物)」を削り、同表第 1 項を次のように改める。

1 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合(計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の 2 分の 1 の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この項において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。)が 300 m²以内のものに限る。)		前表第 1 項に定める額(この場合において、同項中「計画の適合性判定」とあるのは「計画の変更の適合性判定」と、「床面積の合計」とあるのは「計画の変更に係る部分の床面積の合計」と読み替えるものとする。)
--	--	---

別表第 12 第 2 項第 1 号ア中「17,000 円」を「18,000 円」に改める。

別表第 13 及び別表第 14 を次のように改める。

別表第 13 及び別表第 14 削除

別表第 15 第 1 項を次のように改める。

1 書面の交付を求めようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合(計画の軽微な変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の 2 分の		別表第 11 第 1 項に定める額(この場合において、同項中「計画の適合性判定を受けようとする」とあるのは「書面の交付を求めようとする」と、「床面積の合計」とあるのは「軽微な変更に係る部分の床面積の合計」と読み替えるものとする。)
--	--	--

1 の面積と当該計画の軽微な変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この項において「軽微な変更に係る部分の床面積の合計」という。)が 300 m ² 以内のものに限る。)		
---	--	--

別表第 15 第 2 項第 1 号ア中「17,000 円」を「18,000 円」に改める。

別表第 16 第 1 項第 1 号中「及び次表において同じ。)を」を「において同じ。)を」に改め、同号ア中「224,000 円」を「241,000 円」に改め、「及び次表」を削り、同号イ中「86,000 円」を「92,100 円」に改め、同号ウ中「67,000 円」を「71,900 円」に改め、同号エ中「32,000 円」を「34,200 円」に改め、同号オ中「50,000 円」を「53,000 円」に改め、同項第 2 号ア(ア)中「34,000 円」を「36,100 円」に改め、同号ア(イ)中「37,000 円」を「39,800 円」に改め、同号ウ(ア)中「25,000 円」を「26,900 円」に改める。

別表第 17 第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 計画の変更の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合(計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の 2 分の 1 の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この項において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。)が 300 m ² 以内のものに限る。)	前表第 1 項第 1 号に定める額(この場合において、同号中「計画の認定」とあるのは「計画の変更の認定」と、「床面積の合計」とあるのは「計画の変更に係る部分の床面積の合計」と読み替えるものとする。)
---	---

別表第 17 第 1 項第 2 号ア(ア)中「17,000 円」を「18,000 円」に改める。

別表第 18 第 2 項第 1 号中「23,000 円」を「24,400 円」に改め、同項第 2 号中「36,000 円」を「38,400 円」に改める。

別表第 19 第 3 項第 2 号中「16,000 円」を「17,100 円」に改め、同項第 3 号中「26,000 円」を「27,900 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 44 号の 2、第 44 号の 3 及び第 62 号の改正規定並びに附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の浜田市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に受け付けた申請に係る手数料について適用し、同日前に受け付けた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第 2 条第 62 号の規定は、附則第 1 項ただし書に規定する施行の日以後に受け付けた申請に係る手数料について適用し、同日前に受け付けた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 80 号

浜田市坂根正弘奨学基金条例の制定について

浜田市坂根正弘奨学基金条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市坂根正弘奨学基金条例

(設置)

第1条 坂根正弘氏から寄附を受けた有価証券等をもって坂根正弘奨学金に充てるため、浜田市坂根正弘奨学基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 寄附を受けた有価証券
- (2) 指定寄附金
- (3) 基金の運用から生じる収益金
- (4) その他予算に計上する額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 第2条第3号の基金の運用から生じる収益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるほか、第1条の目的達成に必要な財源に充てることができる。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に定める目的に充てる場合に限り、処分することができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 81 号

浜田市益井俊雄奨学基金条例の制定について

浜田市益井俊雄奨学基金条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市益井俊雄奨学基金条例

(設置)

第1条 故益井俊雄氏の遺志により受けた寄附金をもって益井俊雄奨学金に充てるため、浜田市益井俊雄奨学基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 指定寄附金
- (2) 基金の運用から生じる収益金
- (3) その他予算に計上する額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 第2条第2号の基金の運用から生じる収益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に定める目的に充てる場合に限り、処分することができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 82 号

浜田市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について

浜田市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

浜田市子ども医療費助成条例（平成 17 年浜田市条例第 127 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「満 6 歳」を「満 18 歳」に改め、同項中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とする。

第 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「前条第 1 項第 4 号」を「前条第 1 項第 2 号」に改め、同項第 1 号中「又は第 2 号」を削り、同項第 2 号を削り、同項第 3 号中「前条第 1 項第 4 号」を「前条第 1 項第 2 号」に改め、同号を同項第 2 号とする。

第 4 条第 1 項中「から第 3 号まで」を削り、同条第 2 項を削る。

第 5 条中「から第 3 号まで」を削る。

第 6 条第 1 項中「から第 3 号まで」を削り、同条第 2 項中「第 2 条第 1 項第 4 号」を「第 2 条第 1 項第 2 号」に改める。

第 10 条中「から第 3 号まで」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の浜田市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。

議案第 83 号

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例について

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成 26 年浜田市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 25 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号)」に改める。

(浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年浜田市条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 24 条第 2 項中「修了した保育士」の次に「(島根県が法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)である場合は、保育士又は島根県の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。))」を加える。

第 30 条第 1 項、第 32 条第 1 項、第 45 条第 1 項及び第 48 条第 1 項中「保育士」の次に「(島根県が認定地方公共団体である場合は、保育士又は島根県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。))」を加える。

(浜田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 浜田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和 7 年浜田市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 22 条第 1 項中「保育士」の次に「(島根県が法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体である場合は、保育士又は島根県の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。))」

を加える。

（浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第 4 条 浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年浜田市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項第 1 号中「保育士」の次に「（島根県が法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体である場合は、保育士又は島根県の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士）」を加える。

第 13 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 84 号

浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例について

浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年
浜田市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の児童相談所等における利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 85 号

浜田市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

浜田市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市火入れに関する条例の一部を改正する条例

浜田市火入れに関する条例（平成 17 年浜田市条例第 197 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「又は」の次に「林野火災に関する注意報若しくは」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 86 号

浜田市工場誘致条例の一部を改正する条例について

浜田市工場誘致条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市工場誘致条例の一部を改正する条例

浜田市工場誘致条例（平成 17 年浜田市条例第 209 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 6 条の 3 第 14 項」を「第 6 条の 3 第 19 項」に、「第 28 条の 9 第 15 項」を「第 28 条の 9 第 20 項」に改める。

第 5 条第 1 項中「第 12 条第 1 項」を「第 12 条第 4 項」に、「第 45 条第 1 項」を「第 45 条第 3 項」に改め、「(物品の製造業又は農林水産物等販売業の用に供するものに限る。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 1 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の浜田市工場誘致条例の規定は、令和 7 年 1 月 1 日以後に同条例第 5 条第 1 項に規定する設備の取得等をした者に係る同項に規定する機械及び装置若しくは建物又はその敷地である土地に対する固定資産税の課税の免除について適用し、同日前にこの条例による改正前の浜田市工場誘致条例第 5 条第 1 項に規定する設備の取得等をした者に係る同項に規定する機械及び装置若しくは建物又はその敷地である土地に対する固定資産税の課税の免除については、なお従前の例による。

議案第 87 号

浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について

浜田市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市火災予防条例の一部を改正する条例

浜田市火災予防条例（平成 17 年浜田市条例第 255 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 29 条の 2—第 29 条の 7）を

」

「

第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 29 条の 2—第 29 条の 7）に

第 3 章の 3 林野火災の予防（第 29 条の 8・第 29 条の 9）

」

改める。

第 29 条中「警報」の次に「（法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加える。

第 3 章の 2 の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第 29 条の 8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第 29 条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第 29 条の 9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第 29 条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第 42 条の 3 第 1 項第 3 号中「第 45 条」を「第 45 条第 1 項」に改める。

第 45 条第 1 号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 88 号

指定管理者の指定について（浜田市有料駐車場）

浜田市有料駐車場の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

施設の名称	浜田市有料駐車場
指定管理者	住 所：浜田市港町 299 番地 17 名 称：浜田ビルメンテナンス株式会社 代表者：代表取締役 石 井 信 幸
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 89 号

指定管理者の指定について（浜田市あさひやすらぎの家）

浜田市あさひやすらぎの家の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

施設の名称	浜田市あさひやすらぎの家
指定管理者	住 所：浜田市旭町本郷 362 番地 6 名 称：社会福祉法人旭福祉会 代表者：理事長 大 倉 美知男
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 90 号

指定管理者の指定について（浜田市かなぎウエスタンライディングパーク）

浜田市かなぎウエスタンライディングパークの管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

施設の名称	浜田市かなぎウエスタンライディングパーク
指定管理者	住 所：浜田市金城町七条ハ 559 番地 2 名 称：社会福祉法人いわみ福祉会 代表者：理事長 室 崎 富 恵
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 91 号

指定管理者の指定について（浜田市ふるさと体験村施設）

浜田市ふるさと体験村施設の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

施設の名称	浜田市ふるさと体験村施設
指定管理者	住 所：浜田市弥栄町木都賀イ 506 番地 8 名 称：株式会社やさかプロダクツ 代表者：代表取締役 太 田 章 彦
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 92 号

指定管理者の指定について（浜田市三隅特産品展示販売センター）

浜田市三隅特産品展示販売センターの管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

施設の名称	浜田市三隅特産品展示販売センター
指定管理者	住 所：浜田市三隅町岡見 6198 番地 5 名 称：C r e a t e F o u n d 共同企業体 代表者：株式会社 S . F o u n d 代表取締役 山 本 晴 代
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 93 号

市道路線の廃止について

次のとおり市道の路線を廃止することについて、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

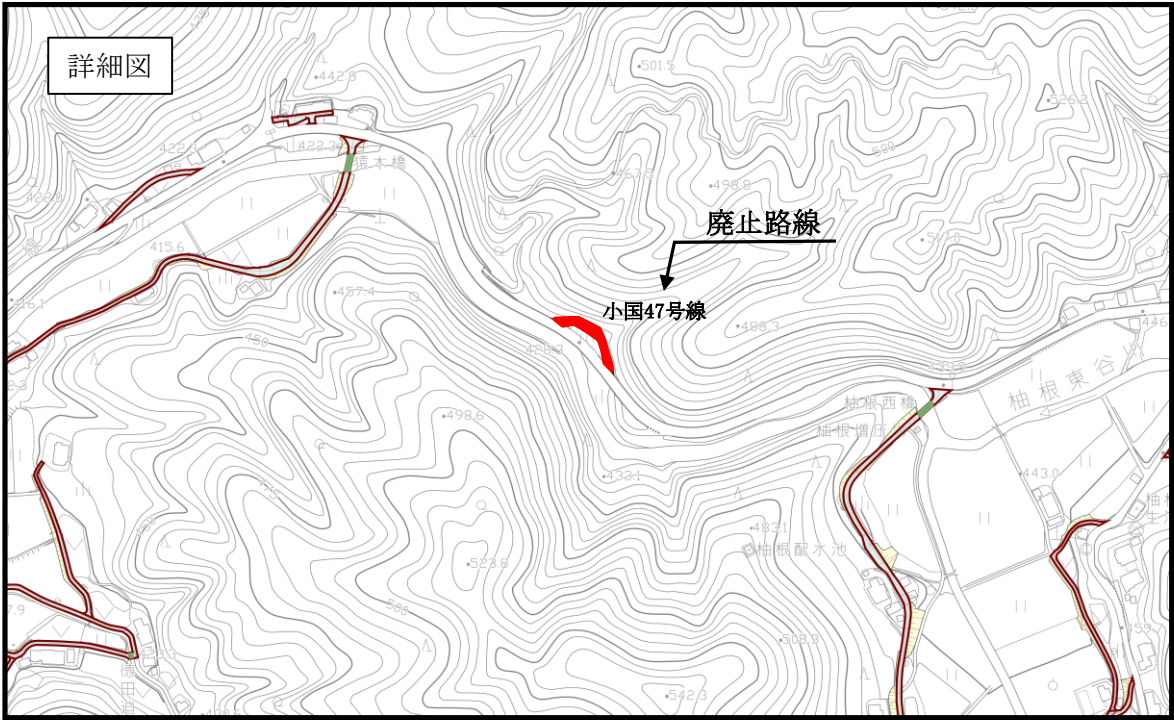
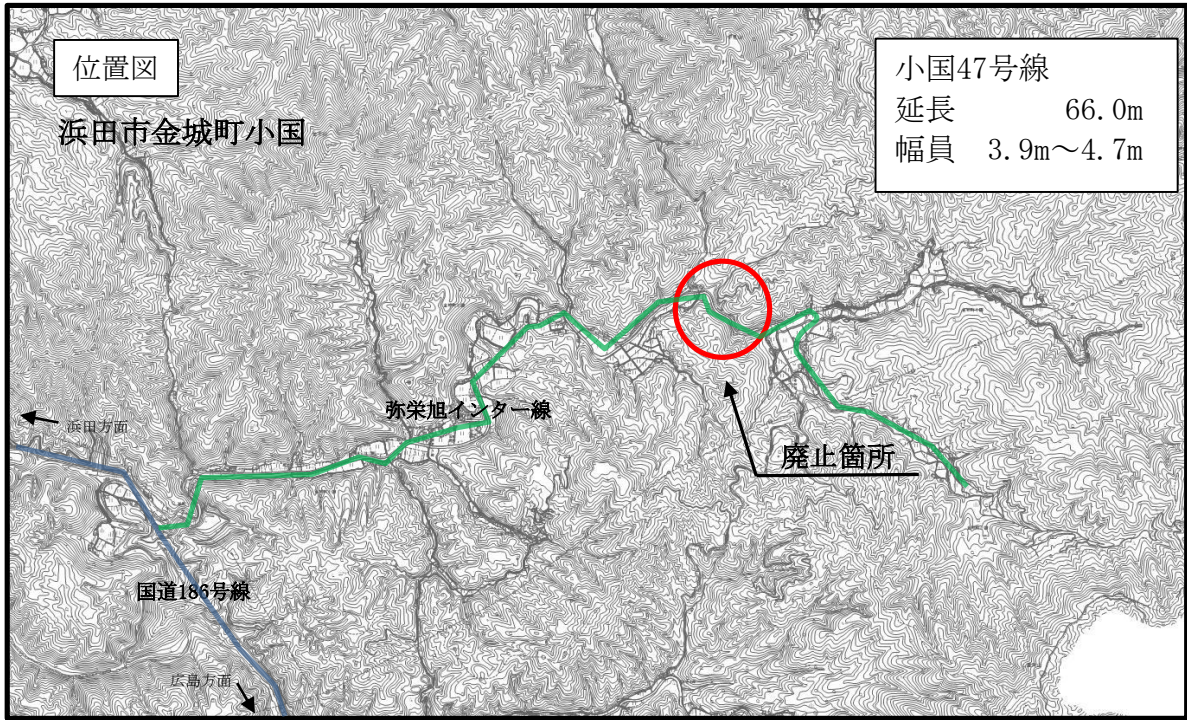
令和 7 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

市道廃止路線

[illegible]

廢止



令和 7 年度

浜田市一般会計補正予算 (第 6 号)

令和 7 年度 浜田市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 7 年度浜田市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 357,603 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45,760,595 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		241,703	3,055	244,758
	1 分担金	21,306	3,055	24,361
15 国庫支出金		5,904,858	48,709	5,953,567
	1 国庫負担金	3,859,579	48,709	3,908,288
16 県支出金		3,020,106	1,032	3,021,138
	1 県負担金	1,686,764	△19,539	1,667,225
	2 県補助金	1,206,361	20,571	1,226,932
18 寄附金		1,273,197	120,000	1,393,197
	1 寄附金	1,273,197	120,000	1,393,197
19 繰入金		4,182,331	22,551	4,204,882
	1 基金繰入金	4,182,331	22,551	4,204,882
21 諸収入		1,422,749	40,456	1,463,205
	5 雑入	1,029,244	40,456	1,069,700
22 市債		5,575,100	121,800	5,696,900
	1 市債	5,575,100	121,800	5,696,900
歳入合計		45,402,992	357,603	45,760,595

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		10,035,061	636	10,035,697
	1 総務管理費	9,154,539	△1,471	9,153,068
	2 徴税費	396,418	2,107	398,525
3 民生費		12,331,137	84,875	12,416,012
	1 社会福祉費	6,984,611	84,875	7,069,486
4 衛生費		3,957,772	44,038	4,001,810
	1 保健衛生費	1,851,017	46,453	1,897,470
	2 清掃費	2,106,755	△2,415	2,104,340
6 農林水産業費		3,221,519	38,062	3,259,581
	1 農業費	1,966,902	18,900	1,985,802
	2 林業費	248,500	19,162	267,662
8 土木費		3,274,759	△51,912	3,222,847
	1 土木管理費	709,985	△51,912	658,073
10 教育費		4,003,949	127,933	4,131,882
	1 教育総務費	1,202,551	120,000	1,322,551
	6 保健体育費	678,598	7,933	686,531
11 災害復旧費		90,000	113,971	203,971
	1 農林水産業施設災害復旧費	40,000	3,867	43,867
	2 公共土木施設災害復旧費	50,000	110,104	160,104
歳出合計		45,402,992	357,603	45,760,595

第 2 表 繰越明許費補正

(追 加)

款	項	事業名	金額
			千円
06 農林水産業費	02 林業費	林道城山線改良事業	17,981
06 農林水産業費	02 林業費	林地崩壊防止事業	14,726
08 土木費	02 道路橋梁費	橋梁等長寿命化調査点検事業	22,000
08 土木費	02 道路橋梁費	白砂 1 号線改良事業	8,235
08 土木費	02 道路橋梁費	道路ストック災害防除事業	21,035
08 土木費	02 道路橋梁費	井野 37 号線道路改良事業	2,452
08 土木費	02 道路橋梁費	歩道整備事業	15,210
08 土木費	02 道路橋梁費	周布橋整備事業	20,007
08 土木費	02 道路橋梁費	日の免橋耐震化事業	2,770
08 土木費	05 都市計画費	公園環境整備対策事業	20,000
09 消防費	01 消防費	消防施設等整備事業	175,757
11 災害復旧費	01 農林水産業施設 災害復旧費	7 年農地災害復旧費	10,383
11 災害復旧費	01 農林水産業施設 災害復旧費	7 年農業用施設災害復旧費	8,854

第 3 表 債務負担行為補正

(変 更)

事 項	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
あさひやすらぎの家管理運営費	千円 あさひやすらぎの家の指定管理に 要する額	千円 1,764
三 隅 特 産 品 展 示 販 売 セ ン タ ー 管 理 運 営 費	三隅特産品展示販売センターの指 定管理に要する額	55,360
ふ る さ と 体 験 村 管 理 運 営 費	ふるさと体験村の指定管理に要す る額	31,438
か な ぎ ウ ェ ス タ ン ラ イ デ ィ ン グ パ ー ク 管 理 運 営 費	かなぎウェスタンライディング パークの指定管理に要する額	107,358

第 4 表 地 方 債 補 正

(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
土 地 改 良 事 業	千円 90,400	千円 108,700
自 然 災 害 防 止 事 業	70,200	79,600
災 害 復 旧 事 業	26,800	120,900

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金	241,703	3,055	244,758
15 国庫支出金	5,904,858	48,709	5,953,567
16 県支出金	3,020,106	1,032	3,021,138
18 寄附金	1,273,197	120,000	1,393,197
19 繰入金	4,182,331	22,551	4,204,882
21 諸収入	1,422,749	40,456	1,463,205
22 市債	5,575,100	121,800	5,696,900
歳入合計	45,402,992	357,603	45,760,595

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2総 務 費	10,035,061	636	10,035,697	△5,296		13,884	△7,952	
3民 生 費	12,331,137	84,875	12,416,012	58,184			26,691	
4衛 生 費	3,957,772	44,038	4,001,810	9,044		19,071	15,923	
6農 林 水 産 業 費	3,221,519	38,062	3,259,581	7,750	15,700	14,674	△62	
8土 木 費	3,274,759	△51,912	3,222,847	△38,934			△12,978	
10教 育 費	4,003,949	127,933	4,131,882	7,933		120,000		
11災 害 復 旧 費	90,000	113,971	203,971	7,593	93,900	381	12,097	
歳 出 合 計	45,402,992	357,603	45,760,595	46,274	109,600	168,010	33,719	

2 歳 入

13 分担金及び負担金 (1 分 担 金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
13 分担金及び負担金	241,703	3,055	244,758
1 分 担 金	21,306	3,055	24,361
2 農林水産業費分担金	11,318	2,674	13,992
4 災害復旧費分担金	386	381	767
15 国庫支出金	5,904,858	48,709	5,953,567
1 国庫負担金	3,859,579	48,709	3,908,288
1 民生費国庫負担金	3,746,850	38,789	3,785,639
4 災害復旧費国庫負担金	26,286	9,920	36,206
16 県支出金	3,020,106	1,032	3,021,138
1 県負担金	1,686,764	△19,539	1,667,225
1 民生費県負担金	1,485,363	19,395	1,504,758
3 土木費県負担金	130,425	△38,934	91,491
2 県補助金	1,206,361	20,571	1,226,932
2 民生費県補助金	296,843	2,088	298,931
3 衛生費県補助金	94,729	6,956	101,685
4 農林水産業費県補助金	636,874	7,750	644,624
7 教育費県補助金	82,186	2,637	84,823

(単位：千円)

節		説	明
区	分 金 額		
1 農 業 費 分 担 金	600	県営農業基盤整備促進事業分担金	600
2 林 業 費 分 担 金	2,074	林地崩壊防止事業分担金	2,074
1 災 害 復 旧 費 分 担 金	381	7 年農地災害復旧費分担金 7 年農業用施設災害復旧費分担金	6 375
1 社 会 福 祉 費 負 担 金	38,789	障がい者自立支援給付費	38,789
1 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費 負 担 金	9,920	7 年公共土木施設災害復旧費	9,920
1 社 会 福 祉 費 負 担 金	19,395	障がい者自立支援給付費	19,395
1 土 木 管 理 費 負 担 金	△38,934	国土調査費	△38,934
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	2,088	しまね結婚・子育て支援市町村交付金	2,088
1 保 健 衛 生 費 補 助 金	6,956	子ども医療費	6,956
2 林 業 費 補 助 金	7,750	林地崩壊防止事業費	7,750

16 県支出金 (2 県補助金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 災害復旧費県補助金	16,425	1,140	17,565
18 寄 附 金	1,273,197	120,000	1,393,197
1 寄 附 金	1,273,197	120,000	1,393,197
4 教育費寄附金	5,696	120,000	125,696
19 繰 入 金	4,182,331	22,551	4,204,882
1 基金繰入金	4,182,331	22,551	4,204,882
1 財政調整基金繰入金	1,237,616	△26,921	1,210,695
5 まちづくり振興基金繰入金	307,803	31,071	338,874
6 ふるさと応援基金繰入金	1,063,176	18,401	1,081,577
21 諸 収 入	1,422,749	40,456	1,463,205
5 雑 入	1,029,244	40,456	1,069,700
2 雑 入	1,029,242	40,456	1,069,698
22 市 債	5,575,100	121,800	5,696,900
1 市 債	5,575,100	121,800	5,696,900
4 農林水産業債	877,500	27,700	905,200

(単位：千円)

節		説	明
区	分 金 額		
3 保 健 体 育 費 補 助 金	2,637	小・中学校給食費緊急支援事業費	2,637
1 災 害 復 旧 費 県 補 助 金	1,140	5 年林業施設災害復旧費 7 年農地災害復旧費 7 年農業用施設災害復旧費	3,467 △20 △2,307
1 教 育 総 務 費 寄 附 金	120,000	益井俊雄奨学基金	120,000
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	△26,921	財政調整基金繰入金	△26,921
1 まちづくり振興基金繰入金	31,071	まちづくり振興基金繰入金	31,071
1 ふるさと応援基金繰入金	18,401	ふるさと応援基金繰入金	18,401
7 総 務 費 雑 入	△1,533	公共交通チケット収入 デジタル基盤改革支援事業費 浜田地区広域行政組合負担金返還金	△6,624 2,107 2,984
8 民 生 費 雑 入	10,721	浜田地区広域行政組合負担金返還金	10,721
9 衛 生 費 雑 入	31,268	浜田地区広域行政組合負担金返還金	31,268
1 農 業 債	18,300	県営ため池整備事業負担金 県営農業基盤整備事業負担金	5,500 12,800

22 市 債 (1 市 債)

款 項 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 災害復旧債				
		26,800	94,100	120,900
歳 入 合 計		45,402,992	357,603	45,760,595

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 林業債	9,400	林地崩壊防止事業費 9,400
1 農林水産業施設災害復旧債	3,500	現年農地災害復旧費 300 現年農業用施設災害復旧費 3,000 過年林業施設災害復旧費 200
2 公共土木施設災害復旧債	90,600	現年公共土木施設災害復旧費 90,600

3 歳 出

[illegible]

2 総 務 費 (1 総務管理費)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 扶助費	△19,872	1 坂根正弘奨学金給付事業 18,401 2 公共交通チケット交付事業 △19,872
24 積立金	18,401	

2 総 務 費 (2 徴 税 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	2,107	1 申告支援システム運営費 2,107

3 民生費 (1 社会福祉費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 扶助費	77,577	1 障がい者介護給付事業 △10,400 2 障がい者訓練等給付事業 87,977
18 負担金補助及び交付金	7,298	1 浜田地区広域行政組合負担金 7,298

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 衛 生 費	3,957,772	44,038	4,001,810	9,044		19,071	15,923
1 保健衛生費	1,851,017	46,453	1,897,470	9,044		19,071	18,338
3 乳幼児等医療費	234,589	27,382	261,971	9,044			18,338
4 環境衛生費	574,136	19,071	593,207			19,071	

4 衛 生 費 (1 保健衛生費)

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
10 需用費	210	1 子ども医療費助成事業	27,382
11 役務費	1,100		
19 扶助費	26,072		
18 負担金補助及び交付金	19,071	1 飲料水安定確保事業	19,071

4 衛 生 費 (2 清 掃 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	△2,415	1 浜田地区広域行政組合負担金 △2,415

6 農林水産業費（1 農業費）

（単位：千円）

節		説明
区	分 金 額	
18 負担金補助及び交付金	18,900	1 県事業負担金（ため池） 5,500 2 県事業負担金（農業基盤整備） 13,400

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 林 業 費	248,500	19,162	267,662	7,750	9,400	2,074	△62
5 林地崩壊防止 事業費	10,000	19,162	29,162	7,750	9,400	2,074	△62

6 農林水産業費 (2 林 業 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	544	1 林地崩壊防止事業 19, 162
14 工事請負費	18, 618	

8 土 木 費 （ 1 土木管理費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
7 報償費	△300	1 地籍調査事業 △51,912
8 旅費	△100	
10 需用費	△1,575	
11 役務費	△214	
12 委託料	△49,676	
13 使用料及び賃借料	△47	

10 教育費（1 教育総務費）

(単位：千円)

節		説明
区	分金額	
24 積立金	120, 000	1 益井俊雄奨学基金積立金 120, 000

10 教 育 費 （ 6 保健体育費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	7,933	1 学校給食費物価高騰対策事業 7,933

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
11 災害復旧費	90,000	113,971	203,971	7,593	93,900	381	12,097
1 農林水産業施設災害復旧費	40,000	3,867	43,867	△2,327	3,300	381	2,513
1 農地災害復旧費	10,000	2,739	12,739	△20	300	6	2,453
2 農業用施設災害復旧費	10,000	1,128	11,128	△2,307	3,000	375	60

11 災害復旧費 (1 農林水産業施設災害復旧費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	63	1 7 年農地災害復旧費 2,739
12 委託料	82	
14 工事請負費	2,594	
10 需用費	△72	1 7 年農業用施設災害復旧費 1,128
14 工事請負費	1,200	

11 災害復旧費 (2 公共土木施設災害復旧費)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
10 需用費	2,946	1 7年公共土木施設災害復旧費 110,104
12 委託料	30,066	
14 工事請負費	77,092	

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度 支出見込額	明年度以降の支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額		期 間	金 額	特定財源	一般財源
〔 既決分 〕	千円 8,967,785		千円 989,171	千円 1,597,269		千円 6,381,345	千円 1,042,472	千円 5,338,873
あさひやすらぎの家管理運営費	1,764	令和8年度から			令和10年度まで	1,764		1,764
三 隅 特 産 品 展 示 販 売 セ ン タ ー 管 理 運 営 費	55,360	令和8年度から			令和12年度まで	55,360		55,360
ふるさと体験村管理運営費	31,438	令和8年度から			令和10年度まで	31,438		31,438
かなぎウェスタンライディング パ ー ク 管 理 運 営 費	107,358	令和8年度から			令和12年度まで	107,358		107,358
計	9,163,705		989,171	1,597,269		6,577,265	1,042,472	5,534,793

地 方 債 に 関 す る 調 書

区 分		前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
公 共 事 業 等 債	補 正 前 の 額	千円 585,238	千円 151,100	千円 20,544	千円 715,794
	補 正 額		5,500		5,500
	補 正 後 の 額	585,238	156,600	20,544	721,294
災 害 復 旧 事 業 債	補 正 前 の 額	1,682,361	26,800	311,344	1,397,817
	補 正 額		94,100		94,100
	補 正 後 の 額	1,682,361	120,900	311,344	1,491,917
一 般 単 独 事 業 債	補 正 前 の 額	12,817,897	2,715,500	1,360,476	14,172,921
	補 正 額		9,400		9,400
	補 正 後 の 額	12,817,897	2,724,900	1,360,476	14,182,321
過 疎 対 策 事 業 債	補 正 前 の 額	14,639,771	2,609,000	1,685,041	15,563,730
	補 正 額		12,800		12,800
	補 正 後 の 額	14,639,771	2,621,800	1,685,041	15,576,530
計	補 正 前 の 額	39,446,222	5,575,100	5,097,598	39,923,724
	補 正 額		121,800		121,800
	補 正 後 の 額	39,446,222	5,696,900	5,097,598	40,045,524

同意第 9 号

浜田市農業委員会委員の任命について

浜田市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

住 所	(省略)
職 業	団体役員
氏 名	堀 哲 也
生年月日	(省略)

(参 考)

前任者 稲 田 勝 志 (令和 7 年 8 月 31 日まで)
 任 期 前任者の残任期間 (令和 9 年 2 月 28 日まで)
 根拠法 農業委員会等に関する法律第 10 条第 1 項